導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①　人口構造

令和５年３月３１日現在の住民基本台帳によると、総人口は、７４，４１１人で、その内１５歳から６４歳までの生産年齢人口は、４０，４３６人で５４．３％を占めている。総人口は、前年比１．０９％減少し、とりわけ、生産年齢人口は前年比１．２６％減少し、総人口より減少幅が大きい。

②　産業構造

平成２８年経済センサスによると、事業所数は、３，２５４社で、業種別の割合は、建設業８．９％、製造業１６．５％、卸売業・小売業２７．４％、サービス業４０．０％、その他業種７．１％となっている。

地域の産業特性としては、大工道具を中心に全国有数の金物産地として地場産業が発展し、高品質な加工技術を保有する金属製品製造業の「金物製造業」が集積し、その周辺では、金属製品製造業と関連の深い卸売業が存在し、材料調達や販売の機能を担っている。「金物製造業」が製造した製品を「金物卸売業」が全国の小売店、ホームセンター等の小売業に販売するという独自の製造販売体制を構築し、金物産業の両輪として発展してきた。「金物製造業」については、鋸(のこぎり)、鑿（のみ)、鉋（かんな)、鏝（こて)、小刀（こがたな）という「播州三木打刃物」として伝統工芸品の国指定を受けている他、「三木金物」として地域団体商標（地域ブランド）を取得している。また、「金物製造業」については、大工道具の製品を生産しているだけでなく、農業、園芸、建設、工場の分野の機械刃物、切削工具、手工具、作業工具等も生産している。金物製品の輸出入の状況については、ヨーロッパやアメリカを中心に輸出し、中国や台湾から輸入している。

その他の集積としては、「三木工場公園」と「ひょうご情報公園都市」の２つの工業団地があり、地場産業を中心とした金属製品の他、機械・部品、食料品等を製造している企業が立地している。その他、地場産業や工業団地以外にも金属加工関連等の企業が広域に点在している。

このようなことから、全国と比較すると、全国の業種別の割合は、製造業８．５％、卸売業・小売業２５．４％となっているが、三木市の業種別の割合は、製造業１６．５％、卸売業・小売業２７．４％となっているため、業種特性として、製造業と卸売業・小売業の割合が高い地域となっている。

その他、地域の産業特性については、魅力ある独自の地域資源として、農業分野では、酒米「山田錦」の日本一の生産地として、知名度があり、また、観光分野では、西日本一多い２５か所のゴルフ場が広域に点在している。

③　中小企業者の実態

平成２８年経済センサスの従業者規模別事業所数によると、従業者規模１００人未満の事業所数は全体の９８．３％を占めており、ほとんどの事業所が中小企業者であると推測される。

中小企業を取り巻く環境は、同業者間の競争、材料費の高騰、為替変動リスク、カントリーリスク、販売先や消費者の低価格要請、新規参入、安価な海外製品の出現等により地域内外や国内外で年々競争が激化している。また、少子高齢化、国内市場の縮小、経済のグローバル化、ＩＴ化の進展に伴う急速な技術革新に伴い環境の激変が起こっている。

また、小規模事業者を中心に後継者不足等による廃業が続き、ますます中小企業経営の人材が不足していくと懸念される。ハローワークによると、令和５年２月の有効求人倍率が１．３４倍となっており、雇用情勢が好転していることから、今後、中小企業の人材確保がますます困難になり、労働力不足の常態化が懸念される。

そのような厳しい環境下においても、革新的な取組による高付加価値化、生産性向上につながる設備の導入や人材育成を積極的に行い、業績や規模の維持拡大を図っている中小企業も少なくない。これまで、生産性向上特別措置法並びに中小企業経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受け、設備を導入し、生産性向上をめざしている中小企業が１００社程度存在している。

中小企業の設備投資の状況について、製造業では、ＮＣ旋盤機、マシニングセンタ、ロボット、三次元プリンター、三次元測定器、生産管理システム等を導入しているところもある。また、建設業では建設機械等を導入し、卸売業・小売業では、在庫管理システム、ＰＯＳシステム等を導入し、サービス業では、顧客管理システム、予約管理システム等を導入しているところもある。このようなことから、多様な業種で、多様な設備を導入し、生産性向上をめざしている中小企業が存在している。

④　中小企業支援の状況

三木市では、平成２５年に中小企業振興条例を制定し、それに基づき、中小企業の経営革新、経営改善、新製品開発、創業等を総合的に支援するため、独自の地域支援拠点として、平成２６年に中小企業サポートセンターを設置し、中小企業診断士（認定経営革新等支援機関）による窓口相談、企業訪問、セミナー、経営革新計画や経営力向上計画の策定等の支援を伴走型で実施している。中小企業サポートセンターの経営力向上計画の策定支援実績は、８１件となっている（平成２６年～令和３年の８年間）。

また、三木市の中小企業振興策として、中小企業の革新的な取組よる高付加価値化、生産性向上につながる設備の導入や人材育成に対して独自の補助金制度を導入して支援している。

⑤　先端設備等導入促進の必要性

中小企業を取り巻く環境は、年々競争が激化し、急速な変化が起こっている状況下で、革新的な取組による高付加価値化や生産性向上につながる設備の導入を積極的に行い、さらなる成長をめざす中小企業への支援を強化するとともに、生産年齢人口の減少や雇用情勢の好転による中小企業の人材不足を解消し、地域産業全体の生産性を向上させるためには、早急に先端設備等の導入を促進する必要がある。

（２）目標

①　自治体像（ビジョン・あるべき姿）

全国有数の金物産地として、伝統で培った高品質な金属製品の加工技術を保有する金物産業をはじめ、多様な業種が立地する工業団地の集積、そして、広域に点在する中小企業群や魅力ある独自の地域資源といった強みを活かしながら、中小企業の生産性の向上を実現するため、先端設備等の導入を促進し、短期間で設備投資を加速化させることめざすことによって、地域を超えた国内及び国際市場において、持続的な競争優位性の維持、強化を図り、もって、市民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与する。

②　目標値

先端設備等導入計画の認定件数を年間５件とすることを目標とする。

目標達成に向け、中小企業サポートセンターと商工会議所、商工会、金融機関等の地元の認定経営革新等支援機関との連携を強化しながら、中小企業の先端設備等導入計画の策定を支援するとともに、設備導入後のフォローアップ等の継続支援を実施していく。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

三木市の産業は、農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が、地域の経済及び雇用を支えている。また、中小企業の設備投資についても、多様な業種で、多様な設備を導入している。こうしたことから、広く中小企業の設備投資を加速化させるため、多様な業種で、多様な生産、販売及び役務の提供に用いる先端設備等の導入を促進し、地域産業全体で生産性の向上を図っていく必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

ただし、労働生産性の向上と雇用の安定を図るという本計画の趣旨に鑑み、太陽

光発電関連設備については、先端設備等導入計画の申請時点で１年以上当市に存在する事業所に導入され、かつ、次のいずれかの要件を満たす設備を対象とする。

（ア）その発電電力の全部または一部を直接製品の生産、販売または役務の提供（売電事業を除く）の用に供するもの。

（イ）（ア）に該当しないものについては、市内の事業所に常勤する従業員を雇用している事業者が設置するもの。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

経営力向上計画の認定を受けた中小企業の所在地は、地場産業の金属製品製造業の集積及び周辺、工業団地の地域だけでなく、農村やニュータウン等の市内の広域に点在している。そのため、市内全域で先端設備等の導入を促進し、地域産業全体で生産性の向上を図っていく必要があり、本計画において対象とする地域を全てとする。

（２）対象業種・事業

経営力向上計画の認定を受けた中小企業の業種は、製造業、建設業、卸売業・小売業、サービス業となっており、事業分野も多岐に渡っている。そのため、多様な業種で先端設備等の導入を促進し、地域産業全体で生産性の向上を図っていく必要があり、本計画において対象とする業種及び事業を全てとする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月８日から令和７年３月３１日までとする。

計画期間は原則として２年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である４月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和７年３月３１日とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。